

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月10日
【会社名】	株式会社小松製作所
【英訳名】	KOMATSU LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 今吉 也
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目2番20号
【電話番号】	03(6849)9710
【事務連絡者氏名】	財務部長 武田 雅毅
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目2番20号
【電話番号】	03(6849)9710
【事務連絡者氏名】	財務部長 武田 雅毅
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2024年11月22日
【発行登録書の効力発生日】	2024年11月30日
【発行登録書の有効期限】	2026年11月29日
【発行登録番号】	6 - 関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 100,000百万円
【発行可能額】	100,000百万円 (100,000百万円) (注) 発行可能額については、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出した。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2026年6月10日(提出日)である。
【提出理由】	2024年11月22日に提出した発行登録書の記載事項中、「第一部証券情報 第1 募集要項」の記載について訂正を必要とするため及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加するため、本訂正発行登録書を提出する。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

第一部【証券情報】

<株式会社小松製作所第19回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）に関する情報>

第1【募集要項】

1【新規発行社債】

（訂正前）

未定

（訂正後）

本発行登録の発行予定額のうち、金200億円を社債総額とする株式会社小松製作所第19回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）（以下「本社債」という。）を、下記の概要にて募集する予定です。

各社債の金額：1億円

発行価格：各社債の金額100円につき金100円

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

（訂正前）

未定

（訂正後）

社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しています。

引受人の氏名又は名称	住所
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号

3【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

（訂正前）

未定

（訂正後）

本社債の払込金額の総額200億円（発行諸費用の概算額は未定）

（2）【手取金の使途】

（訂正前）

設備資金、運転資金、借入金返済資金、社債償還資金及び関係会社への投融資資金に充当する予定であります。

（訂正後）

設備資金、運転資金、借入金返済資金、社債償還資金及び関係会社への投融資資金に充当する予定であります。

なお、本社債発行による手取金は、本社ビルの建て替え（付随する土地・設備・改修費用を含む）に関する新規投資及びリファイナンスに充当する予定であります。当該物件は2026年4月にZEB Ready認証を取得しています。

「第一部 証券情報」「第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<株式会社小松製作所第19回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）に関する情報>
グリーンボンドとしての適格性について

当社は、グリーンボンドの発行のために「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2025」（注1）、「グリーンボンドガイドライン2024年版」（注2）、「グリーンローン原則（Green Loan Principles）2025」（注3）及び「グリーンローンガイドライン2024年版」（注4）に即したグリーンファイナンスフレームワークを策定しました。

なお、本フレームワークに対する第三者評価として、DNVビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社（以下「DNV」という。）より、セカンドパーティオピニオンを取得しております。

また、本社債の発行に当たって第三者評価を取得することに関し、環境省の令和7年度グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業（脱炭素関連部門）（注5）の補助金交付対象となることについて、発行支援者であるDNVは一般社団法人環境パートナーシップ会議より交付決定通知を受領しました。

（注1） 「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2025」とは、国際資本市場協会（ICMA）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

（注2） 「グリーンボンドガイドライン2024年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2024年11月に改訂したガイドラインです。

（注3） 「グリーンローン原則（Green Loan Principles）2025」とは、ローン市場協会（LMA）、アジア太平洋地域ローン市場協会（APLMA）及びローンシンジケーション・トレーディング協会（LSTA）により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインです。

（注4） 「グリーンローンガイドライン2024年版」とは、グリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、借り手、貸し手、その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2020年3月に策定・公表し、2024年11月に改訂したガイドラインです。

（注5） グリーンボンド等を発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンド等のフレームワーク策定等のコンサルティングにより支援を行う登録支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業です。対象となるグリーンボンド等の要件は、発行時点において以下の全てを満たすものとなります。

- (1) 発行時点において、調達資金の100%がグリーンプロジェクトに充当されるものであって、調達資金の50%以上が国内脱炭素化事業に充当される又は調達資金の用途となるグリーンプロジェクト件数の50%以上が国内脱炭素化事業であること。
- (2) グリーンボンド等のフレームワークがグリーンボンドガイドライン等に準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること。
- (3) フレームワークが発行までに公表済みであること。
- (4) 「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」に整合し、トランジションファイナンスとして資金調達するものでないこと。